第１４６回　北海道地方交通審議会船員部会　議事概要

開催年月日	令和２年１２月１８日（金）
開催場所	札幌第二合同庁舎（６階会議室）

□議　　題□

１．審議事項

船員に関する特定最低賃金の改正（案）について

２．報告事項

（１）令和２年度最低賃金専門部会（３業種）審議結果について

（２）管内船員職業安定業務取扱状況（令和２年１１月分）について

３．その他

（１）情報交換

（２）次回の船員部会開催日について

□議事概要□

１．審議事項

・審議に先立ち、最低賃金専門部会（３業種）審議結果について、各専門部会長又は専門部会長代理から報告があった。

・専門部会における審議結果に基づき、事務局より、船員に関する特定最低賃金の改正について、船員部会長から北海道地方交通審議会会長へ報告する案の提案がなされ、原案のとおり決議された。

・案の概要は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金について、職員Ａ「２４９，２００円」を「２４９，７５０円」に、職員Ｂ「２３２，７５０円」を「２３３，３００円」に、部員Ａ「１９０，４５０円」を「１９１，１００円」に、部員Ｂ「１８１，３００円」を「１８１，９５０円」に、北海道海上旅客運送業最低賃金について、職員「２４５，３００円」を「２４５，８５０円」に、部員「１８４，２５０円」を「１８４，９００円」に、北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金について、１人歩船員「２００，０００円」を「２００，５００円」に、それぞれ改正することが適当であるとの結論を得た旨、報告するとの内容であった。

・事務局より、船員部会で決議された内容が北海道地方交通審議会に報告され、その後、北海道地方交通審議会会長から北海道運輸局長へ答申されることをはじめ、今後の効力発生までの手続について、説明があった。

２．報告事項（感染症の拡大に鑑み、会合時間を短縮するため、メールにより事前報告。）

・事務局より、管内船員職業安定業務取扱状況（令和２年１１月分）について、概要報告があった。

・労働者委員より、離職理由が「会社都合」の場合、窓口業務において離職の背景に関し、今以上の慎重な対応を求める要望があった。

３．その他

・労働者委員より、国際交渉の影響により、出漁できなかった中型底はえ縄漁船に関して、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、漁業離職者求職手帳の交付を受け、雇用対策措置が講じられるべきとの意見があった。

・労働者委員より、カボタージュ規制の堅持に関して、当局に対し、特許申請や事前相談があった際は、極めて慎重に対応されるべきとの意見があった。

・労働者委員より、船員労働統計（漁船）の変更箇所（概要表の表記、外国人船員・女性船員の取扱）に関する意見があった。

・事務局より、次回の船員部会は令和３年１月２２日（金）１３時３０分より、開催する予定であると連絡があった。

（以　上）

北海道運輸局海事振興部船員労政課